

鮮明となった動労千葉敵視政策 13回公判



84. 2. 10

No. 1561

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五（六・公衆）〇四七二（二二）七二〇七

当局側証人がウソの証言

二月八日に開かれた第十三回布施公判は、当局側・大野、石毛両証人に対する反対尋問が行われ、「動労千葉側が先に投石した」なる百パーセント事実誤認の証言をするなど、当局の動労「本部」と結託し、動労千葉を敵視する政策が明らかにされました。

「4・15津田沼事件」とは何か

「4・15事件」とは、津田沼電車区で開催された80春闘前夜総決起集会に、関東青年部を中心とする三〇〇名の動労「本部」革マル反動分子がおかけ、電車区玄関前を占拠し、かつ動労千葉の組合員に投石や竹竿で突くなどの暴力行為を行い、動労千葉の総決起集会の破壊を策動した事件です。これに対して国鉄当局は、混乱の責任を動労千葉のみにかぶせ、布施書記長（当時執行委員）を懲戒免職、吉岡執行委員に停職十二カ月という不当処分を行い、動労千葉の提訴により十二回の公判が行われてきました。

「メモ」も「写真」も提出できない当局

十月二六日の第十二回公判の主尋問で、当局側証人として出廷した大野人事課補佐は、何んと「動労千葉と動労『本部』のデモ隊が衝突後、動労千葉が先に石を投げた」、「布施執行委員などがデモ隊を制止、ウターンさせるように努力し、指導しているように見えなかった」などと、4・15当日、現場にいた者なら誰一人信じられない「証言」を行ったのです。まさに事実を故意に歪曲しているとしたか考えられない「証言」に対し、直ちに弁護団の反対尋問が行われました。

大野証人は、「4・15事件」当日、千葉局から派遣された七名の対策員全員が局からメモ帳を支給され、証人自身が主尋問の中で「現認調査をするためにメモを書いた」と証言し、なおかつ「それを読み返し、記憶を新たにして公判に出てきた」と答えているが、弁護団の「そのメモはあるか」との質問に「わからない」と答えているのです。さらに、「労組間の衝突も想定」したスト対策として、カメラやテープレコーダーをもって派遣された証人ら対策員は、「一枚の写真も撮っていない」といいます。

これでは「メモ」や「写真」があつては、当局

側に不利だから出せないと考えて当然ではありませんか。十二回公判において当局側のあまりの不自然さが暴露されました。

鮮明になった当局と動労「本部」が結託した不当処分

第十三回公判は、前回に引きつづき大野証人に対する反対尋問と、石毛証人に対する主尋問と反対尋問が行われました。

大野証人は、「重要な中味になる」はずの「当日のメモ」の所在を聞かれ、今度は「なくした」と証言しました。さらに、証人が作成し当局に提出した「現認報告書」について、作成年月日が空欄となつている事実を指摘され、「書き忘れた」と答えるなど、「証言」の信びよう性のなさを鮮明にさせました。

つづいて当局側証人として出廷した石毛公安官は、「動労千葉隊列の中ほど、路線側四ノ五人が先に石を投げ始め、それに対応して『本部』側も投げ始めた」などと、克明に証言しました。

しかし、弁護団の「起こったこと全部を見たという確信があるのか」との質問に、当然のこととして答えられなかったのです。

一体、事実と一八〇度違う「証言」をなぜするのでしょうか。証人がよく見ていないのなら、そのとおり答えればいいのです。ウソの証言をした証人は、良心のか責に苦しむはずです。

公判は、当局の主張する「事実経過」が誤りであり、当局と動労「本部」革マルが結託した処分のための処分であることがより一層鮮明になりました。

次回以降の公判の中で、さらに当局を追及し、布施書記長の解雇撤回をかちとろうではありませんか。

次回公判は、六月六日です。